

平成 30 年度事業計画

公益社団法人千葉県浄化槽検査センターは、千葉県における浄化槽指定検査機関として浄化槽法定検査の実施について重い使命と役割を持っています。しかしながら、都道府県別法定検査受検率は継続して最下位レベルで推移しています。

そのため、平成 29 年度から一般財団法人千葉県環境財団が浄化槽指定検査機関として指定され、二つの指定検査機関で千葉県の法定検査の実施を担うことになりました。

平成 30 年度は、千葉県環境財団と連携を保ちながら、新しい体制のなかで千葉県の法定検査受検率の向上を目指していきます。

1 公益法人運営事業

定時総会、理事会及び業務執行役員による執行委員会を定期的を開催するとともに、情報公開に努め、公益社団法人としての適正な法人運営を行います。

2 法定検査事業

(1) 法定検査の実施

県民の身近な水環境及び生活環境を保全し、公衆衛生の向上に寄与することを目的として、浄化槽法第 7 条及び第 11 条に基づく法定検査を実施し、必要に応じて管理者等に対し改善策等を助言します。

法定検査の実施状況については、浄化槽法に基づく行政機関である県並びに千葉市、船橋市及び柏市に対し、毎月報告するとともに、緊急に改善を要する事例等については、速やかに関係行政機関に通知します。

また、収入・支出についても進行管理を行い適正な収益を確保します。

特に、新しい地区割り※により、毎年度に実施してきた浄化槽の検査基数が減少することから、これまで登録がありながら未検査の浄化槽を積極的に調査し、検査基数の増加を図ります。

平成 30 年度における法定検査の目標基数は、7 条検査 4,900 基、11 条検査 47,300 基（うち 11 条 BOD 検査 21,000 基）の合計 52,200 基とし、検査員 22 名（他に検査員有資格者 4 名）、嘱託採水員による 11 条 BOD 検査を基本とした体制等により目標の基数の達成を目指します。 ※別添パンフレット参照

(2) 検査体制の充実・強化

年間検査目標を達成するため、検査員の確保及び直行検査等の見直しを行うとともに、嘱託採水員を増員し、11 条 BOD 検査の拡大を図ってまいります。

(3) 受検率向上の取組み

県、政令市及び市町村や千葉県環境財団等の関係団体と連携して、次のような取組みを強化し、受検率の向上を目指します。

ア 行政との連携した受検指導

県をはじめとする行政機関及び関係団体との密接な連携のもと、法定検査の周知・啓発、浄化槽管理者に対する指導等の取組みを強化します。

県が今年度から実施する未検査浄化槽への受検指導通知にセンターの受検案内を同封し、受検促進を図ります。

イ 一括契約制度の促進

平成 25 年度から導入した清掃、保守点検業務と法定検査を一括して契約する「一括契約制度」は 11 条検査の受検拡大に有効であるため、県の指導と一般社団法人千葉県環境保全センター等の関係団体の協力のもと策定した浄化槽一括契約制度要綱をもとに、11 条検査の受検率の向上を図ります。

平成 30 年度の法定検査実施目標

(単位；基)

区 分	H30 目標	過去 5 年間の実績					
		H29	H28	H27	H26	H25	
7 条検査	4,900	4,714	5,578	4,092	5,002	5,208	
11 条検査	全項目	26,300	31,211	29,752	28,608	30,215	30,696
	BOD	21,000	20,527	14,587	14,614	13,147	12,488
	小 計	47,300	51,738	44,339	43,222	43,362	43,184
合 計	52,200	56,452	49,917	47,314	48,364	48,392	

参考：検査対象件数（平成 28 年度 環境省資料） 7 条検査 6,791 基、11 条検査 563,250 基

(4) 指定検査機関としての信頼性の確保

検査遅延の問題によって失った県民の信頼を取り戻すため、平成 29 年度内にまとめた再発防止策による新たな検査遅延発生の防止、職員の資質向上のための研修の 実施、「浄化槽法定検査実施要領」に基づく日常業務における検査業務の質の向上等により、指定検査機関としての信頼性確保に努めることとします。

3 啓発・情報提供事業

県主催の浄化槽講習会の開催に協力するとともに、エコメッセ等の環境保全行事へ積極的に参画するほか、ホームページ、リーフレット・パンフレット、各種広報媒体等を活用し浄化槽の適正管理の重要性、合併処理浄化槽への転換促進などについての意識啓発の取組みを推進します。

4 浄化槽に関する基本情報整備・運用事業

千葉県（水質保全課、地域振興事務所）及び千葉県環境財団との連携により、浄化槽管理データの共有化事業を推進することとします。

さらに、県の実施する千葉県全体の浄化槽台帳（約 570,000 基）の整備より県内の浄化槽設置状況の実態把握を図ります。